を装着しているものであること。各シリンダーは、再充てんの前に不活性ガスを用いて漏れがないことを確認すること。さらに、耐熱性塗料を３重に上塗りし、又はその他の同等の効果をもたらす方法で、断熱しておくこと。各シリンダーの最大正味量は、25kgを超えないこと。

ｍ：シリンダーは、５バール以下の最大圧力で充てんすること。

ｎ：シリンダーに充てんするガスは、５kg以下とすること。

ｏ：いかなる場合にも、表に示した最大圧力又は充てん率を超えないこと。

ｐ：国連番号が1001及び3374に該当するものを充てんするシリンダーには、均一の一体構造の多孔質のものを満たしておくこと。最大圧力及びアセチレンの量は、当該物件を充てんする国の要件又はＩＳＯ3807-１：2000、ＩＳＯ3807-２：2000若しくはＩＳＯ3807：2013のいずれか該当するものに記載されている値を超えないこと。国連番号が1001に該当するものについては、指定された量のアセトン又は適当な溶剤を含むこと。圧力緩和装置を装着しているシリンダーは、垂直に輸送する。試験圧力52バールは、可溶栓が装着されたシリンダーにのみ適用する。

ｓ：アルミニウム合金製シリンダーは、次による。

①真鍮製又はステンレススチール製のバルブを備えていること。

②ＩＳＯ11621：1997に従って浄化されたものであり、油で汚染されていないこと。

定期検査

ｕ：アルミニウム合金製シリンダーについては、当該シリンダーの合金についてＩＳＯ7866：2012+Cor１：2014で定められた耐食試験が行われている場合には、定期検査の間隔を10年に延長することができる。

ｖ：鋼製シリンダーについての定期検査の間隔は、国土交通大臣が適当と認める外国の法令に基づく当局の承認を得た場合には、15年に延長することができる。

ｗ：国連番号が1037に該当するものについては、完全にシールされたガラスアンプルに、５ｇ以下の容量で、21℃で7.5％以上の空隙をとって輸送できる。ガラスアンプルは、カートン当たり12個以下をカートンボックスに不燃性の緩衝材を詰めて包装すること。カートンは、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製で、包装等級２の性能をもつものとする。１包装物当たりの許容量は、300ｇ以下とする。

その他の記載事項及び混合物への要件

ｚ：シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と適合するものでなければならず、相互間で有害物質又は危険物質を生成するような反応をしないものでなければならない。試験圧力と充てん率は、包装基準200の関連要件に従って計算されなければならない。輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。

(i)　国連番号1037、1063、1085、1086、1860及び1912のガスを含む混合ガスは、アルミニウム合金のシリンダーを使用してはならない。

３）本表中の文字Ｘは、その物質の使用に承認されたシリンダーの型式を示す。

別表第１備考Ⅲ②「ＰＩ200」の項を削り、同備考②「203」の項及び「Ｙ203」の項を次のように改める。

「203」は、次の容器及び包装等を示す。

組　合　せ　容　器	
内　装　容　器	外　装　容　器
金属製エアゾール容器若しくはプラスチック製エアゾール容器又はガス容器	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ

(注)１）内装容器が金属製エアゾール容器及びガス容器（ガスカートリッジ）であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。

ア）内容積が１ℓ以下のものに限ること。

イ）55℃における内部ゲージ圧力が1,500kPa以下で充てんされていること。

ウ）55℃における内部ゲージ圧力の1.5倍の圧力で破裂しないものに限ること。

２）内装容器がプラスチック製エアゾール容器であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。

ア）容器に充てんされる噴射剤が非引火性及び非毒性のガスであり、かつ、内容物に輸送禁止物件及び輸送許容物件を有しない場合にあっては内容積が500mℓ以下、それ以外の場合にあっては120mℓ以下であること。

イ）55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。

３）内装容器が、非毒性の物質及び応用生物学的製品又は医療用調剤を含む非引火性のガスが充てんされているエアゾール容器であるものは次による。

ア）再充てんのできないものであって、許容容量は575mℓとすること。

イ）55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。

４）内装容器が、エアゾール（非引火性のもの）（催涙ガス装置のもの）のエアゾール容器であるものは次による。

ア）金属性容器であること。

イ）二重のファイバ板製容器に収納し、充てん材を詰めた後外装容器に収納すること。

５）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

６）エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。

７）内装容器は、外装容器の中で過度に移動し、意図しない噴出が起こらないよう包装すること。

「Ｙ203」は、次の容器及び包装等を示す。

組　合　せ　容　器	
内　装　容　器	外　装　容　器
金属製エアゾール容器若しくはプラスチック製エアゾール容器又はガス容器	ドラム 箱

(注)１）内装容器が金属製エアゾール容器及びガス容器（ガスカートリッジ）であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。

ア）内容積が１ℓ以下のものに限ること。ただし、毒物を収納した容器は、内容積が120mℓ以下のものに限ること。

イ）55℃における内部ゲージ圧力が1,245kPa以下で充てんされていること。

ウ）55℃における内部ゲージ圧力の1.5倍の圧力で破裂しないものに限ること。

２）内装容器がプラスチック製エアゾール容器であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。

ア）容器に充てんされる噴射剤が非引火性及び非毒性のガスであり、かつ、内容物に輸送禁止物件及び輸送許容物件を有しない場合にあっては内容積が500mℓ以下、それ以外の場合にあっては120mℓ以下であること。

イ）55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。